

第四回 宜野灣村議事會臨時會々議録

會期及日時 一九五五年七月三十日 自午前九時四十分 至午後

一場 所 宜野灣村議事會々議室

一 提出議案

議案第十一號 一九五六年度宜野灣村成人式生予の早にして

宜野灣村冷料及の積立の額並にその

支給の定まりの條例の訂正に關して

議案第十二號 宜野灣村報酬及び費用拂付の額並に

その支給の定まりの條例の訂正に關して

議案第十三號 宜野灣村退職金の給付例の訂正に關して

議案第十四號 宜野灣村教育費賦課徴収條例

の追加に關して

議案第十五號 前記土地改良費償還定率委員の條例

當り議案の承認を得ることにして

議案第十六號 村基本財産積立金の一時使用に關して

議案日程

議案日程第十四號

議案日程十一號

議案日程十二號

議案日程十三號

議案日程十四號

議案日程十五號

議案日程十六號

議案日程十七號

議案日程十八號

議案日程十九號

議案日程二十號

議案日程二十一號

議案日程二十二號

議案日程二十三號

議案日程二十四號

議案日程二十五號

議案日程二十六號

議案日程二十七號

一 出席議員 二〇名		議席代名	
一	澤山安良	九	高成弘
二	金成盛徳	十	宮成邦彦
三	知念賀直士	十一	天久盛光
四	桃原尾郎	十二	伊波武
五	泉水朝正	十三	安生良朝
六	長堂昌輝	十四	島依全正
七	内閣参事	十五	仲村正栄
八	欠席議員		
議席代名		議席代名	
一	島依清彦	一六	佐野安登経
二	伊波清秀	一七	件本賢尾
三	又吉亀助	一八	伊波清秀
四	比嘉森康	一九	
五		二〇	

一 欠席議員  
カ

一 議決の要否トシ

議 上 午前九時四十分才四回立寄岩村議事場開

會開會と合す

議 上 出席議員 一八名

出席議員 一八名

議 上 欠席議員 二名

議事録署名人の逆定方法を諮る

議 上 議長指名で願ひます

昨今の二〇番議員の意見に對し是議の有益

議 上 正諮る

由是議カ

全 員 議員 十一番 天久盛光 番 伊波武

議員 十一番 天久盛光 番 伊波武

議長 審議の元は本日の議事日程の報告を了す  
日程十一(議案十一)を附議する旨を  
宣す

議長 書記をして同議案の朗読を了さしむ  
大倉泉水朝正の出席の報告を了す

議長 一時休會をして審議並に研究を了したレガ  
如何と諮る

全員 田中議長  
午前九時五十分一時休會を宣す  
午前十時四十分一時休會中の議會再開を  
宣す

議長 議案十一冊を附議すると共に要議の有無  
を諮る

議長 要議あり  
全員 要議ありを議案十一冊を原案  
通り議決するとりを宣す

議長 日程十二(議案十二)を附議する旨を宣す  
里村光一をして同議案の朗読を了さしむ  
一時休會をして研究を了したレガ如何と諮る

全員 田中議長  
全員 賛成ありを一時休會を宣す  
午前十時五十分

議長 一時休會中の議會再開を宣す午前十時五十分  
議案十二冊を附議すると共に要議の有無  
を諮る

全員 田中議方しと唱ふ  
議長 全員 田中議方きにつきて議案才十二冊を原案  
通り議決する旨を宣す

議長 日移才三(議案才十三冊)を附議する旨を宣す  
同日記として同案の朗讀をカサシむ

議長 一時休會として研究部一室と思ひまきり  
如何と詔る

全員 田中議方一  
議長 一時休會する旨を宣す午後十一時

議長 一時休會中の議會を再開する旨を宣す  
議案才十三冊を附議すると共に田中議の有無  
を詔る

全員 田中議方一  
議長 全員 田中議方きにつきて議案才十三冊を原案  
通り議決する旨を宣す

議長 日移才四(議案才十冊)を附議する旨を宣す  
本業は長時間を要すると思ふまきり

議長 一時休會し置會を取りつて研究九したリと思ふ  
まきり如何と詔る

議長 一時休會する旨を宣す午後五時五分  
一時休會中の議會再開する旨を宣す

議長 午後一時四十分  
議案才十冊を休會前に附議しましたり

議長 進流審議改しまきり  
一時休會して審議研究を詔したる如何と



議長

全員 奥議長のきにつきて議案第廿一五冊を原案通り議決するを宣す

議長

日程才六(議案第廿一四冊)を附するを宣す

書込をして同才六の謝辞をなせしむ

一時休會して會議研究部(たいが)は何と

詔す

議長

奥議長のきにつきて一時休會を合す

午後三時五十分

休會する前定刻四時となりまう

時向延長審議経流部して可なり候と

詔す

議長

奥議長のきにつきて時向延長をきき事

を議決して一時休會部(ま)す

一時休會中の議案(用)を宣す

午後四時三十分

議案第廿一四冊を附議する事と奥議長の有言を

詔す

議長

奥議長のきにつきて議案第廿一四冊を原案通り議決する事に奥議長を

議長

を宣す

全員 奥議長のきにつきて詔す

議長

全員出席議決したるべき議案才干西井を

議長

原案通り議決するに可なり

之れを以て才干西井臨時議合の日程を

終す可敷しまたたりの本議合内合

す可なりと云はれし事

右の議案の類未だ記し事案に相違なき事

を證するに爲茲に附記す

一九五五年五月三十日

三好野邊村議合議長 柳原正良

議事録署名人 天久盛光

議事録署名人 伊波武

議事録署名人

議事録署名人

議事録署名人

議事録署名人

議事録署名人

議事録署名人

議事録署名人

議事録署名人